

農先振平 19 - 85

平成 19 年 7 月 18 日

農林水産大臣

赤城 徳彦 様

社団法人農林水産先端技術産業振興センター

理事長 岩元 睦夫

カルタヘナ議定書第 27 条「責任と救済」作業部会への対応に関する要請

当センターは、農林水産業・食品産業に係わるバイオテクノロジーを始めとする先端技術の開発普及と産業振興のために産学官連携の橋渡しの活動を進めておりますが、日頃ご指導ご支援を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、カルタヘナ議定書の具体化につきましては、当センターとしても大きな関心をもってその動向を見守るとともに、定められたことについては、会員企業共々その目的に向かって努力して来たところであります。特に、今般議定書第 27 条「責任と救済」について、目下「作業部会」での検討が精力的に進められていると聞き及んでいるところでありますが、特に懸念される下記のことにつき日本政府としてご尽力をお願いしたく、要請させていただきます。

記

1. 作業部会における検討の起点として、まず生態系への損害の定義、責任と救済責任が生じる範囲、因果関係の検証方法等を明確にする必要があると考えます。

これらが明確化されないままの論議から導き出される結論は現実性を欠くものにもなりかねないことを懸念しているところであります。

2．改変された生物輸入国の我が国を始め、改変された生物生産国においても、それぞれの国内法に基づき、食品として、飼料として、また環境に対して安全性が確認された作物だけが商品化され流通する仕組みが確立されております。この仕組みの中で果たすべき責任は、当然「過失責任」であるものと考えます。また、具体的な損害が生じたとされる場合の救済については、当該国の既存法の下で個別に裁定されるべきものと考えます。

3．さらに、作業部会では、救済のための基金造成の論議も俎上に載っているやに聞き及びますが、生態系への損害の定義、責任と救済責任が生じる範囲、因果関係の検証方法等が明確にされていない状況では、仮に産業界からの拠出を想定されても、ことの根拠も限度も不明確な資金負担要求には無理があると言わざるを得ません。

4．以上のことにつきまして、是非次回の作業部会において、我が国として強く主張して頂きたく、お願い申し上げます。

本件は、今後のバイオテクノロジー産業に大きな影響を与えるものと考えております。一連のご検討を、少しでも意味あるもの、実効性あるものとするためにも、一方の当事者でもある関係業界・団体にも、検討の進捗状況等の情報をお伝え頂くとともに、意見をお聞き頂き、作業部会の成果が、時期尚早のものはそれとして、理の通った現実的なものとなるようご尽力頂きたくお願い申し上げます。